

6. 職員の分限及び懲戒

分限処分は、公務の適正かつ能率的な運営を確保することを目的として行われる処分です。懲戒処分は、職員の非違行為に対して道義的責任を問うて、公務における規律と秩序の維持を目的として行われる処分です。

令和5年度の分限処分件数は393件、懲戒処分件数は47件となっています。

令和5年度分限処分者数

(単位:人)

分限処分の種類							合計
	降任	免職	休職			降給	
			起訴休職	病気休職	進学休職		
市長部局	0	0	0	339	0	0	339
水道局	0	0	0	20	0	0	20
消防局	0	0	0	19	0	0	19
委員会等	0	0	0	15	0	0	15
全体	0	0	0	393	0	0	393

※教育委員会事務局所管の教職員を除いています。

※委員会等とは市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局を指しています。

令和5年度任命権者別・程度別懲戒処分件数

(単位：件)

		免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長 部 局	1. 給与・任用に関する不正		2	1		3
	2. 一般服務義務違反関係	1	4	5	6	16
	3. 一般非行関係	2	4			6
	4. 収 賄 等 関 係					
	5. 道 路 交 通 法 違 反			2	2	4
	6. 監 督 責 任			2	2	4
	小 計	3	10	10	10	33
市会・ 行政委員会等	1. 給与・任用に関する不正					
	2. 一般服務義務違反関係					
	3. 一般非行関係					
	4. 収 賄 等 関 係					
	5. 道 路 交 通 法 違 反					
	6. 監 督 責 任					
	小 計					
消防 局	1. 給与・任用に関する不正					
	2. 一般服務義務違反関係		1	2	1	4
	3. 一般非行関係		5	4	1	10
	4. 収 賄 等 関 係					
	5. 道 路 交 通 法 違 反					
	6. 監 督 責 任					
	小 計		6	6	2	14
水道 局	1. 給与・任用に関する不正					
	2. 一般服務義務違反関係					
	3. 一般非行関係					
	4. 収 賄 等 関 係					
	5. 道 路 交 通 法 違 反					
	6. 監 督 責 任					
	小 計					
全 体	1. 給与・任用に関する不正		2	1		3
	2. 一般服務義務違反関係	1	5	7	7	20
	3. 一般非行関係	2	9	4	1	16
	4. 収 賄 等 関 係					
	5. 道 路 交 通 法 違 反			2	2	4
	6. 監 督 責 任			2	2	4
	合 計	3	16	16	12	47

※教育委員会所管の校園の職員を除いています。

※市会・行政委員会等とは市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局を示しています。

「1. 給与・任用に関する不正」…諸給与の不正領得等

「2. 一般服務義務違反関係」…秘密漏洩、職務専念義務違反、兼業等

「3. 一般非行関係」…傷害・暴行、窃盗、わいせつ事件等

「4. 収賄等関係」…収賄、横領等

「5. 道路交通法違反」…私事上及び公務上の交通事故事件、道路交通法違反事件

「6. 監督責任」…職務上の事件に関する管理監督責任者の処分事例等

7. 職員の服務

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければなりません。

そのため、職員に対しては、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為及び営利企業等の従事の制限等、民間企業の勤労者とは異なり、服務上の様々な制約が課されています。

こうした服務規律の確保に向け、本市では、昨年度においても、機会を捉えて服務規律の確保の周知徹底を図るとともに、夏季や年末等の節目に綱紀保持の通知を行うなど、職員一人ひとりに対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めています。

また、平成 24 年に発足した服務規律刷新プロジェクトチームにおいては、定期的に会議を開催し、服務規律確保に向けた具体的な方策の策定や取組みの推進を検討しております。この会議において、組織特有の課題に対応した任命権者ごとの重点取組の設定及び各所属における不祥事の発生防止に向けた取組みや職場環境づくりの取組みの情報共有等を行っています。

なお、平成 24 年度には、「大阪市職員基本条例」を制定し、適正かつ迅速に懲戒処分を行うとともに、「職員の政治的行為の制限に関する条例」を制定することで、本市職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保することとしています。

8. 職員の退職管理の状況

大阪市退職者の令和6年度再就職状況（概要）

管理職職員であった者（平成30年度末日以降の退職者）で令和5年7月2日から令和6年7月1日の間に再就職した状況は次のとおりです。

再就職先区分	合計
① 外郭団体・外郭団体の子法人	8 人
② 職員派遣団体	6 人
③ 財政的援助法人	27 人
④ 国・他自治体	3 人
⑤ 民間企業（株式会社等）	20 人
⑥ その他（一般財団法人・社会福祉法人等）	38 人
⑦ 大阪市（任期付職員等）	4 人
合 計	106 人

※ 退職年度による内訳…令和5年度：76 人、令和4年度：7 人、令和3年度：8 人、令和2年度：6 人、令和元年度：8 人、平成30年度：1 人

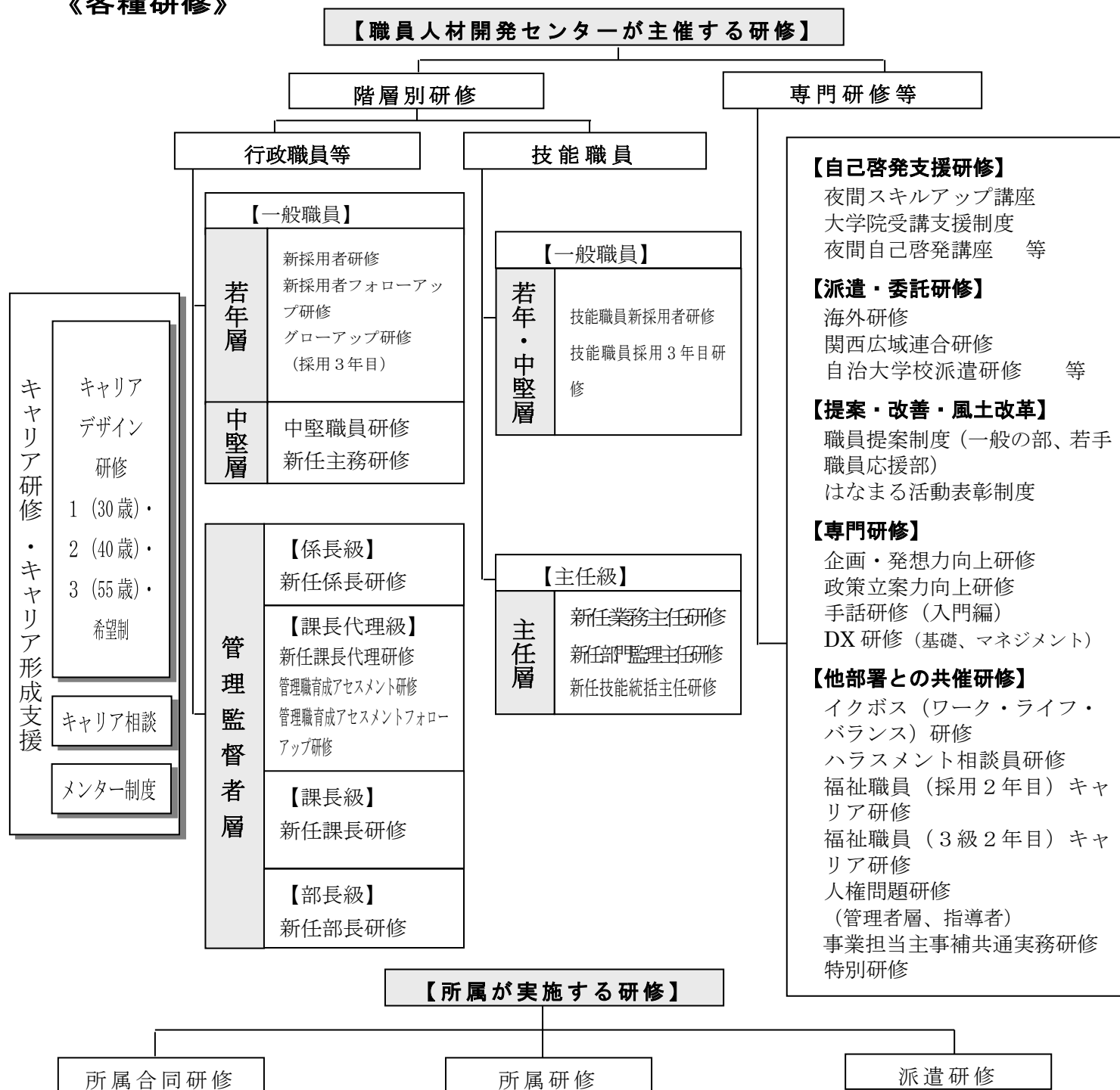
※ 再就職者数は延べ人数とする。

※ 外郭団体は令和6年8月1日時点で指定されているものとする。

9. 職員の研修制度

職員に対する研修は、環境変化や行政課題に柔軟に対応し、組織における自己の役割を踏まえて、自律的に考え、行動できる職員の育成をめざして進めています。そのため、職種や勤務年数、役職等に応じて研修を体系的に実施するとともに、職員が自発的に能力の開発及び向上を図ることを促進するため、自己啓発に対する支援を行っています。

《各種研修》



10. 職員の福利厚生

○職員の福利厚生事業の実施状況

快適な職場環境の形成を促進し、職員の健康の保持及び体力の増進を図るため、各種の事業を実施しています。
職員の健康管理・疾病予防対策としては、各職場の衛生管理者等が職員の健康管理に努め、職員全員に対して健康診断及びストレスチェックを実施し、健康上留意を要する者の早期発見に努め健康回復のため随時助言と指導を行うとともに、休業を要する者に対しては療養に専念させる措置をとるなど、健康管理に努めています。
同時に、安全管理についても各職場における災害発生の未然防止に注意を払うとともに、公務上の災害が発生した場合は、地方公務員災害補償法及び公務災害等補償条例等に基づき、所定の補償を行っています。
さらに、職員相談室を設置し、職員のメンタルヘルスに関わる相談に応じ、その解決に協力することにより、勤労意欲の向上に努めています。
また、職員児童手当、勤労者財産形成貯蓄などの事業を行っています。

1 主な事業について

(1) 職員疾病対策(健康管理)事業

労働安全衛生法及び規則に基づき、職業病予防並びに生活習慣病予防を中心に、定期健康診断をはじめとする各種健康診断を実施するとともに、健康診断結果に基づく事後措置を実施しています。
また、近年ストレスの多い現在社会の中で年々増えつつあるこのころの健康問題に対処するため、ストレスチェックを実施し職場環境改善に努めたり、メンタルヘルスに関する講習会等を開催するなど、職員のこころの健康の保持増進に努めています。

● 健康診断実施状況(令和5年度)

健康診断名称	受 診 人 数(単位:人)	
	市長部局等	水道局
定期健康診断	23,745	1,263
特定業務従事者健康診断	3,949	280
放射線健康診断	60	－
有機溶剤健康診断	244	159
騒音業務従事者健康診断	276	－
潜水業務従事者健康診断	237	－
VDT作業従事者健康診断	定期健康診断で実施	定期健康診断で実施
破傷風予防接種	1,297	52
眼底検査	－	－
検 便	－	704

● ストレスチェック実施状況(令和5年度)

名 称	受 検 人 数(単位:人)	
	市長部局等	水道局
ストレスチェック	23,333	1,147

(2) 職員安全衛生管理事業

労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置し、職場の災害防止、環境改善に努めるとともに、産業医の選任、衛生管理者の配置など、安全衛生管理体制の整備を図っています。また、安全衛生講習会の実施や啓発など職場の安全衛生活動の活性化に努めています。

● 安全衛生管理体制の整備状況(令和5年度)

設置事業所数(単位:箇所)

事 項	市長部局等	水道局
総括安全衛生管理者	9	10
安 全 管 理 者	20	10
衛 生 管 理 者	119	11
安全衛生推進者	22	－
衛 生 推 進 者	104	－
安 全 委 員 会	20	10 (安全衛生委員会)
衛 生 委 員 会	119	
産 業 医	119	9

(3) 公務災害・通勤災害補償事業

職員の公務上の災害、または通勤途上における災害について、地方公務員災害補償法及び大阪市職員公務災害等補償条例等の関係法令に基づき補償を行っています。

● 公務災害及び通勤災害の件数(令和5年度)

(単位:件)

所 属	公務災害	通勤災害	計
市長部局	126	36	162
水 道 局	1	3	4
消 防 局	32	4	36
教育委員会	160	37	197
計	319	80	399

(4) 職員相談事業

職員相談室(カウンセリングルーム)を設置し、職員及びその家族の精神的な悩みなど、心の健康に関する相談に応じています。

また、カウンセリングが必要な者には、カウンセラー(公認心理師または臨床心理士)に引き継ぎ、その解決に協力することにより、職員の生活の安定と勤労意欲の向上を図っています。

※カウンセラー(公認心理師または臨床心理士)への引き継ぎは市長部局等のみ実施しています。

● 新規相談件数の状況(令和5年度) (単位:件)

事 項	新規相談件数	
	市長部局等	水道局
こころの悩み	58	16

2 事業経費について

(1) 市長部局等

(単位:円)

事 業	令和5年度決算額(見込)	令和6年度予算	備考
一般事務費	543,574	879,000	
職員疾病対策事業	209,738,112	191,592,000	
職員衛生管理	53,808,447	57,823,000	
職員相談事業	13,167,661	14,511,000	
職員被服貸与事業	51,059,558	50,237,000	
職員児童手当事務	1,126,845,000	1,275,590,000	
計	1,455,162,352	1,590,632,000	

(2) 水道局

(単位:円)

事 業	令和5年度決算額(見込)	令和6年度予算	備考
職員被服貸与事業	21,630,017	34,570,000	
職員児童手当事務	57,210,000	65,255,000	
職員健康管理	23,981,364	28,780,000	
職員安全衛生管理	289,443	521,778	
職員相談事業	773,828	1,094,000	
計	103,884,652	130,220,778	

○共済組合事業の実施状況

共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員及びその被扶養者（遺族）の相互救済の事業を行い、もってその生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的に、市長部局（行政委員会等を含む）、消防局、水道局、地方独立行政法人大阪市民病院機構、一部事務組合、大阪広域環境施設組合、地方独立行政法人大阪市博物館機構、地方独立行政法人天王寺動物園、大阪市職員共済組合の職員を組合員として次の事業を実施しています。

1 長期給付事業 年金給付

(1) 受給者数(令和6年3月末)

区 分	人数（単位:人）
退職共済(老齢厚生)年金	29,670
障害共済(障害厚生)年金	1,009
遺族共済(遺族厚生)年金	12,846
合 計	43,525

(2) 組合員保険料及び負担金(令和5年度)

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（単位:千分比）

厚生年金		退職等年金	
組合員保険料	負担金	組合員保険料	負担金
91.50	91.50	7.50	7.50

2 短期給付事業 保健給付・休業給付・災害給付

(1) 給付の実績(令和5年度)

区 分	支給件数（単位:件）	支給額（単位:円）
保健給付（療養の給付、高額療養費、出産費等）	843,681	10,208,984,272
休業給付（傷病手当金、育児休業手当金等）	4,368	736,543,122
災害給付（弔慰金、災害見舞金等）	0	0
附加給付（定款に定めることで独自に行うことができる給付）	1,626	56,105,500
一部負担金払戻金（定款に定めることで独自に行うことができる給付）	4,187	128,484,674
合 計	853,862	11,130,117,568

(2) 掛金及び負担金(令和5年4月1日現在)

短期給付

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（単位:千分比）

掛金率	負担金率	公的負担金率	合 計
50.49	50.98	0.08	101.55

※公的負担金率は、地方公務員等共済組合法に定められた、育児・介護休業手当金に係る地方公共団体負担分です。

介護給付

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（単位:千分比）

掛金率	負担金率	合 計
8.85	8.85	17.70

3 福祉事業 保健事業・貸付事業・住宅等あっせん事業等

【保健事業】

(1) 事業の実績(令和5年度)

区 分	受診者数等	支給額 (単位:円)
各種検診事業 (がん検診、配偶者人間ドック等)	14,851人	258,669,370
特定健康診査 (支払基金分等)	3,510人	21,746,416
保健指導 (特定保健指導、非肥満個別指導等)	3,099人	75,427,835
健康教育事業 (出張型健康講座等)	288回	15,840,000
健康に関する啓発事業 (健康カレンダー配付)	—	3,300,000
合 計	—	374,983,621

(2) 掛金及び負担金(令和5年4月1日現在)

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額 (単位:千分比)

掛金率	負担金率	合 計
0.80	0.80	1.60

【貸付事業】

(1) 貸付金の種類

住宅貸付金 災害貸付金 介護住宅貸付金 高額医療貸付金 出産貸付金

(2) 貸付金の利率 (令和5年4月1日現在)

住 宅 貸 付 金 年 1.26 %
 災 害 貸 付 金 年 0.93 %
 介 護 住 宅 貸 付 金 年 1.00 %
 高 額 医 療 貸 付 金 無利息
 出 産 貸 付 金 無利息

※貸付金利率については、国の財政融資資金利率に伴い変動します。

(3) 貸付の実績(令和4年度)

①住宅関連貸付(新規貸付については、平成21年12月21日をもって休止しています。)

	住 宅 貸 付	災 害 貸 付	介 護 住 宅 貸 付	合 計
件 数 (単位:件)	0	0	0	0
金 額 (単位:円)	0	0	0	0
1人当り金額 (単位:円)	0	0	0	0

※他の共済で住宅等貸付を受けている者が当共済組合に加入した場合は、貸付を行っています。

②その他の貸付

	高 額 医 療 貸 付	出 産 貸 付
件 数 (単位:件)	0	0
金 額 (単位:円)	0	0
1人当り金額 (単位:円)	0	0

○互助会事業の実施状況

互助会は、条例に基づき職員の相互共済及び福利増進を目的として、次のような福利厚生事業を実施しております。

(1) 大阪市からの補給金によって実施する事業

事業名	令和5年度 決算額（単位：円）	事業説明等
長期給付事業	16,484,909	条例に基づく退職給付
合計	16,484,909	

(2) 掛金等によって実施する事業

事業名	令和5年度 決算額（単位：円）	事業説明等
短期給付事業	103,695,000	弔慰金・特別見舞金・退会慰労金などの給付
慰安厚生事業	515,337,926	選択型福利厚生事業・会員制施設
合計	619,032,926	

※掛金収入383,287,766円（掛金率：4/1000）

(3) 独自収入によって実施する事業

事業名	令和5年度 決算額（単位：円）	事業説明等
厚生資金貸付事業	29,341,788	ライフプランに合わせた貸付
物品供給事業	2,487,477	特約店や物品等のあっせん
保険取扱事業	15,736,612	団体保険・一般生命保険などの取扱い
会館経営事業	510,537	ヴィアール大阪の運営 ※令和4年度末事業廃止
遺児育英事業	6,192,000	遺児育英資金の給付
合計	54,268,414	

お問い合わせは

1、2、4、5、6、7、8・・・総務局人事部人事課(人事グループ) (TEL 06-6208-7511)

3・・・総務局人事部給与課(給与グループ) (TEL 06-6208-7525)

9・・・職員人材開発センター (TEL 06-6636-2490)

10 (職員の福利厚生事業の実施状況)

(互助会事業の実施状況)

・・・総務局人事部人事課(厚生グループ) (TEL 06-6208-7534)

(大阪市職員共済組合 事業実施状況)

・・・総務局人事部給与課(共済グループ) (TEL 06-6208-7541)